

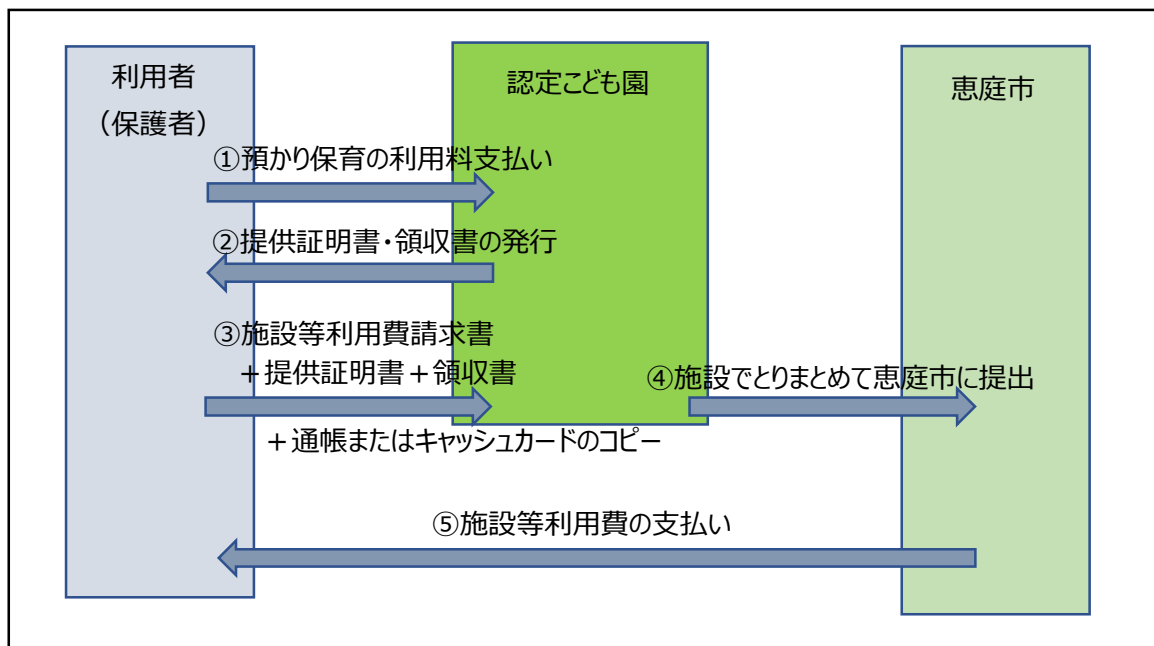
施設等利用費の請求方法について

施設等利用給付（新2・3号）認定を受けている方の、預かり保育利用料の請求方法についてご案内いたします。

請求手続きの流れ

施設等利用費（預かり保育利用料）の請求方法は以下の流れとなります。

- ①利用者から認定こども園に対して利用料の支払い
- ②認定こども園から「提供証明書」、「領収書」を受け取る
- ③「施設等利用費請求書」、「提供証明書」、「領収書」、「通帳またはキャッシュカードのコピー」の4点を認定こども園へ提出（四半期ごとに3ヶ月分を請求）
- ④認定こども園でとりまとめ、恵庭市（幼児保育課）へ請求書等を提出
- ⑤恵庭市（幼児保育課）で請求書等を確認し、利用者の指定口座へ振り込み



<注意事項>

- ・提供証明書や領収書を認定こども園から受け取った際には金額等を確認し、誤り等がある場合は各園へご確認ください。
- ・原則、在籍する認定こども園でのとりまとめとなるため、請求書類は園に提出をお願いいたします。
- ・提出された書類に基づき請求内容を審査のうえ、給付額を決定し園を通じて決定通知書を送付いたします。審査の結果、請求額と支給（振込）額が異なることがありますので決定通知書をご確認し、ご不明点等あれば、幼児保育課にお問い合わせください。

支給額について

利用料と月の上限額を比較し、低い金額が支給額となります。
(月の上限額については、利用日数×450円または11,300円の低い金額)

事例1	事例2	事例3
【条件】 ・ 預かり利用料：400円/日 ・ 利用日数：20日	【条件】 ・ 預かり保育料：200円/時間 ・ 利用日数：20日（1日3時間）	【条件】 ・ 預かり保育料：10,000円/月 ・ 利用日数：15日
① 上限額 450円×20日＝9,000円	① 上限額 450円×20日＝9,000円	① 上限額 450円×15日＝6,750円
② 預かり保育料 400円×20日＝8,000円	② 預かり保育料 200円×3時間×20日＝12,000円	② 預かり保育料 10,000円
請求額 ①9,000円 > ②8,000円のため	請求額 ①9,000円 < ②12,000円のため	請求額 ①6,750円 < ②10,000円のため
8,000円を支給	9,000円を支給	6,750円を支給

※新3号認定の方は月の上限額が、16,300円となります。

よくある質問

- Q. 提供証明書や領収書は原本を添付しなければならないのか？
- A. 領収書についてはコピーでも可能ですが、提供証明書については原本の添付が必要です。
- Q. 認定こども園の預かり保育の他に認可外保育施設等を併用しているが、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となるのか？
- A. 在籍園の預かり保育時間が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または、②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となりますが、恵庭市内の認定こども園であれば上記に該当しないため、併用していても在籍園での預かり保育のみが無償化の対象となり、認可外保育施設等の利用分は無償化の対象となりません。
- Q. 2回目以降の請求時にも通帳のコピーは必要なのか？
- A. 2回目以降の請求時には、請求書内の振込先の記載や通帳・キャッシュカードのコピーの添付は不要です。また、2回目以降の請求時に振込先口座が変更となる場合は必ず振込先の記載や通帳等のコピーの添付は必要となります。

問合せ先：恵庭市子ども未来部幼児保育課

TEL:0123-33-3131（内線1251）

恵庭市公式ホームページ:<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>